

Caremanagement Of Katsushika

広 報 け あ と も

発行

葛飾区介護サービス事業者協議会
居宅介護支援部会 広報委員会
編集責任者 波岡 諭

H21、1月研修会報告

1月21日(水)にシンフォニーヒルズレインボーホールにてMRCクリニックの佐々木先生を講師にお招きして「外来受診から訪問診療への移行及びケアマネジャーとの連携について」というテーマで研修会を開催いたしました。

初めに訪問診療の概念、医療と介護の連携の必要性、特に定期的な診療と適切な処置を訪問診療で実施していく上で高齢者の生活に深く関わっている介護との密な連携が今後更に不可欠になっていくこと、病気のリスクや医学的アドバイスも含めケアマネジャーを介し情報の提供を行うことで、介護スタッフとの連携も行き届き利用者の健康トラブルも少なく安定した状態が維持出来る傾向が強くなってきているといった話をいただきました。

医者は患者の病気だけを診るのではなく療養環境、生活空間等も見ながら総合的に治療方針を検討していく事が大事であるとの言葉には当日参加していた沢山の方が頷いていました。

まだ医療と連携を取るのには難しいと思っている方も多いと思われていますが佐々木先生からはケアマネジャーを中心に介護の現場の方とのコミュニケーションをもっと取っていききたいとの話があり今後の援助において大変勇気付けられました。

講義終了後の質疑応答においても、沢山の質問や意見が出てそれに対して一つ一つ誠実に答えて下さったことがとても印象的でした。我々も専門職として訪問診療を導入していく必要性が高い利用者に対しての説明に役立つ有意義な研修会になったと思います。

H21年度介護報酬改定について

皆様も報酬の改定についての動向を注目されていると思いますが今年度の4月より適用される新たな介護報酬が示されています。

改定の基本的な考え方としては1、介護従事者の人材確保、処遇改善 2、医療との連携や認知症ケアの充実 3、効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証となっており、居宅介護支援について改定されるであろう点としましては

- ①多数担当ケースに係る減算制の見直し(件数の超過部分についてのみ減算制を適用)
- ②事業所の独立性・中立性を高める観点からの特定事業所加算の見直し
- ③入退院・退所時に病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の評価
- ④認知症・独居高齢者等への支援に対する評価
- ⑤小規模多機能型居宅介護支援事業所との連携に対する評価

⑥初回の支援に対する評価

⑦介護予防支援に対する業務実態を踏まえた評価

といった7点が挙げられております。

入退院・退所の対応、調整等、無報酬の形で動かざるを得なかった支援に加算が付けられるなど今迄の私達の頑張りが評価された部分はありますが、居宅介護支援費については据置きのままになりそうです。

報酬が改定されるということは現場で働く人への評価と期待が込められております。今後について報酬のみならず様々な面で色々な提言が出来るよう我々は専門性を高めていく努力が必要だと思えます。

次回研修会のお知らせ

東京都の介護保険課の方をお招きして、介護報酬改定についての説明をしていただく予定です。

主催は事業者協議会で全ての部会を合同となりますが主には居宅介護支援、訪問介護の分野に特化して話してもらえようと考えています。

日時、場所等が決定しましたら追ってご案内させていただきます。

介護保険制度における「散歩」の同行について

既にご存知の方が多いと思いますが、昨年末の国会での答弁で訪問介護員による散歩の同行については現行制度において算定可能という発言がありました。

これを受けて葛飾区を含め近隣区の保険者の情報を収集をした結果計画書上に「散歩」といった表現を用いた場合には算定されないと解釈出来る見解を示している保険者が圧倒的に多いようです。

葛飾区においても訪問介護は原則居宅で行われるものであり、外出介助はその例外であり認められるのは自立支援の為に日常生活に必要な「通院」「日用品の買物等」である、「散歩」のみの外出は介助の目的としては不適切であるという見解を示しています。

様々な諸事情があり、ADLの向上やQOLの確保の為に必要な外出については個別に相談して保険者の判断を仰ぐ必要性が高そうです。

編集後記

ようやく「けあとも」13号が完成しました。次回は4月の末に発行出来るように皆さんと連携して頑張ります。(波)